≪本学における育児休業及び介護休業制度の改正事項の概要≫

本学職員の育児休業及び介護休業等の取り扱いについては，「育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び国家公務員に適用されている育児休業法，勤務時間法並びにその他の関連法令に準拠したものとし，それぞれ「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学職員の育児休業等に関する規則」及び「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学職員の介護休業等に関する規則」に定めています。

○　平成１７年４月１日から，「育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正されたことに伴い，本学の規則についても以下の点について改正を行いました。

１．改正の概要

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>育　児</th><th>介　護</th></tr>
<tr><td colspan="2">新規
育児休業及び介護休業を取得することができる職員の範囲を拡大</td><td>雇用期間の定めがある職員も，一定の条件を満たせば取得可能
≪条件≫
以下のいずれにも該当する者
① 引き続き本学に雇用された期間が１年以上である者
② 養育する子が１歳に達する日を超えて引き続き１年以上雇用されることが見込まれる者</td><td>雇用期間の定めがある職員も，一定の条件を満たせば取得可能
≪条件≫
以下のいずれにも該当する者
① 引き続き本学に雇用された期間が１年以上である者
② 介護休業開始予定日から起算して９３日を経過する日を超えて引き続き１年以上雇用されることが見込まれる者</td></tr>
<tr><td colspan="2">下線部の改正
介護休業の取得回数制限を緩和</td><td></td><td>対象家族１人につき，常時介護を必要とする状態ごとに１回
（従来：対象家族１人につき，１回のみ）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">取得可能期間の変更及び制定</td><td>下線部の改正
雇用期間の定めがない職員</td><td></td><td>対象家族１人につき，通算して１８６日まで
（従来：対象家族１人につき，連続して６ヶ月まで）</td></tr>
<tr><td>新規
雇用期間の定めがある職員</td><td>原則，子が１歳になるまでやむを得ない事情がある場合は，１歳６ヶ月まで</td><td>対象家族１人につき，通算して９３日まで</td></tr>
</table>

２．施行時期：平成１７年４月１日から施行